

以下のいずれかに該当する児童が、通所給付決定の対象となります。

※サービスの申請時に対象児であることの確認が必要となります

- ① 障害者手帳（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている
- ② 特別児童扶養手当または障害児福祉手当を受給している
- ③ 特別支援学校や支援学級に在籍もしくは通級指導教室に通っている
- ④ 医療機関の診断書もしくは療育の必要性を記載した医師の意見書がある（作成料は自己負担）
- ⑤ ①～④のいずれにも当てはまらない児童で、健康診査や発達支援センターでの面談を受けた結果、発達の遅れなどの指摘を受け、療育の必要性があると判断された児童（健康診査や面談の記録等が必要となります）

ひよこ園（ほのぼの学級）を利用希望の方は、対象要件が異なりますので、障がい福祉課までお問合せください

<相談予約先>

- 今治市健康推進課（今治市中央保健センター）

TEL: 0898-36-1533 FAX: 0898-32-5511 （または 各支所住民サービス課）

- 今治市発達支援センター（旧今治コンピュータカレッジ内） ※予約制

TEL: 0898-22-2752 FAX: 0898-22-2753

① サービスの利用申請

- ① 障がい福祉課または各支所住民サービス課へサービスの申請をします。その際、対象児の心身の状態や生活の様子等に関する聞き取り調査を実施します。

② 障害児支援利用計画案の作成依頼

- ② 市から相談支援事業所へ障害児支援利用計画案の作成を依頼します。
（作成依頼後、相談員から保護者へ日程調整等の連絡があります）

※ ひよこ園（毎日通園）またはひよこ学級のみ利用予定の場合、セルフプランでの支給決定が可能です（セルフプランとは、相談支援事業所ではなく保護者が、利用計画を作成します）

③ 障害児支援利用計画案の提出

- ③ 相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案に、保護者が同意署名をして、市へ提出します。
（計画案の提出は事業所が代行する場合があります）

④ 支給決定 受給者証の交付

- ④ 市が利用計画案に基づき、支給決定をし、サービスを利用するための受給者証を交付します。
（受給者証は市から直接保護者へ、または、相談員経由で保護者へ送付します）

⑤ サービスの利用開始

- ⑤ 利用する障害児通所支援事業所と契約し、利用計画に基づいて、サービスの利用を開始します。

以降、設定されたモニタリング期間ごとに、相談支援事業所がサービス利用状況等を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

【問合せ先】

今治市福祉事務所 障がい福祉課 障がい者支援担当

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

TEL: 0898-36-1527 FAX: 0898-32-5267